

「相模原市におけるこれからの介護予防について」説明会Q&A

No.	質問	回答
1	<p>短期集中予防サービスでのケアマネジメントでは、3か月に1回の訪問が義務付けられており、それ以外の対応については電話対応となっている。サービス担当者会議含め3か月での事業なので自宅訪問は行わなくていいのか。</p>	<p>短期集中予防サービスのみを利用している場合は、サービス終了に向けて3か月目に行うサービス担当者会議では、自宅訪問と兼ねて実施いただいても構いません。</p> <p>短期集中予防サービス以外のサービスも利用している場合は、短期集中予防サービスの評価（サービス担当者会議）に加え、短期集中予防サービス以外のサービスのモニタリングが必須であり、自宅訪問は必要となります。</p>
2	<p>通いの場への同行は短期集中予防サービス事業実施者が利用者の自宅に訪問して、一緒に付き添って相談に乗ることを3回実施してもらえるのか。</p>	<p>訪問プログラムでは、自宅内での生活動作練習や、住環境の調整、社会参加に向けた外出経路の確認を、必要に応じて最大3回行います。そのため、社会参加に向けた外出経路の確認として、通いの場への同行も必要に応じて実施します。</p>
3	<p>短期集中予防サービスを3か月終えた後、利用者が「ここが気に入ったからここで続けたい」と引き続き同一事業所の利用意向があった場合はどうするのか。</p>	<p>短期集中予防サービスは、本人の意欲や自信を引き出し、セルフマネジメントが図れるように支援していくのと同時に、PDCAサイクルを回しながら本人の能力を見立て、サービス終了後に必要なサービスや社会参加等を見極めていきます。そのため、サービス終了後は、その結果を踏まえた上で、自立支援につながるケアマネジメントを行っていただくこととなります。</p>
4	<p>新規の要支援者とは、更新申請の場合も含まれるのか。また、要介護から要支援になった場合は新規として取り扱うのか。</p>	<p>リエイブルメントのための取組としては、要介護・要支援認定で新規に要支援認定を受けた者もしくは新規の基本チェックリスト該当者を中心に短期集中予防サービスの利用を促進します。</p>
5	<p>医療管理の必要性については、誰が判断するのか。通所や訪問リハビリテーション等のサービスを利用する際には、医師の指示書が必要になっている。</p>	<p>医療管理の必要性は、医師が判断します。ただし、医療に繋がっていない場合などは、ケアマネジャーが実施するアセスメントの結果に基づき、必要に応じて医師へ相談するなどをして判断を仰いでください。</p>
6	<p>認知機能が低下した方は対象外であるがその判断は誰が行うのか。また、本人の強い希望があるときは実施していいのか。</p>	<p>原則、難病・末期がん・認知症のある人は短期集中予防サービスの対象から除きます。しかし、強い希望があり主治医の同意を得ている場合などは、利用することが可能です。その際、サービス利用の適性の判断については、地域リハビリ相談をご活用ください。</p> <p>また、認知機能が低下した方は対象外ではありませんが、アセスメントのうえ、利用の判断に迷う場合には、必要に応じて医師へ相談するなどをして判断を仰いでください。</p>